

# 「公的年金等の源泉徴収票」の見方

令和 **①** 年分 公的年金等の源泉徴収票

## ①令和〇年分

・該当となる年が記載されています。

支払を受ける者	住所又は居所					
	(フリガナ)					
	氏名	<b>②</b>	生年月日	明治	大正	昭和
			年	月	日	

## ②支払を受ける者

・当基金へお届け頂いた内容等を記載しています。

区分	支払金額	源泉徴収税額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	<b>③</b>	
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		
所得税法第203条の3第7号適用分		

## ③区分・支払金額・源泉徴収税額

・当基金は、所得税法に基づき税額を計算しております。  
 ・所得税法第203条の3第7号適用分：確定申告時に申告する支払金額、源泉徴収税額です。(加入中に本人拠出相当額があった場合、支給時は本人拠出相当額が非課税となるため、[⑤(摘要)]欄の年金支給額と異なる場合があります。)  
 ・所得税法第203条の3第4号適用分：所得税法の改正にともない、令和1年分以前の金額を記載しています。

本人				源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数		社会保険料の額
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他	人	内	特別	その他	人	人	
						人	人	人	人						円
源泉控除対象配偶者				控除対象扶養親族			16歳未満の扶養親族								
(フリガナ)		区分		1		区分	(フリガナ)		区分	(フリガナ)		区分			
氏名							氏名			氏名					
(摘要) 年金証書番号	<b>⑤</b>			2			(フリガナ)		区分	(フリガナ)		区分			
年金支給額		円					氏名			氏名					

## ④本人・源泉控除対象配偶者の有無等・控除対象扶養親族の数・障害者の数・社会保険料の額・源泉控除対象配偶者等

・法令等の規定により、当基金に対し「扶養親族等申告書」を提出することは出来ません。  
 従って「源泉控除対象配偶者の有無等」「控除対象扶養親族の数」「源泉控除対象配偶者」「控除対象扶養親族」等は空欄で表示しております。該当となる場合は、確定申告で申告してください。

支払者	法人番号	3700150003373	
	所在地	東京都千代田区神田淡路町二丁目29番地	
	名称	日立企業年金基金	電話番号

## ⑤(摘要)

・年金証書番号は当基金で採番した番号です。  
 お問合せの際にご連絡願います。  
 ・年金支給額は、該当となる年に支給した各期額(税引前)の合計額となります。

【よくある質問】

項目	質問内容	回答
確定申告について	確定申告は必要ですか？	<p>住所地を管轄する税務署等で申告してください。</p> <p>なお、平成 23 年（2011 年）分から「その年中の公的年金等の収入金額が 400 万円以下」、かつ「公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下」の場合は、確定申告書の提出が不要となりました。</p> <p>ただし、還付申告の場合は、確定申告書の提出が必要です。</p> <p>また、確定申告を行わない場合でも住民税の申告が必要な場合があります。住民税については、住所地の市区町村へお問合せ願います。</p>
	<p>転居しました。</p> <p>源泉徴収票に書いてある住所と異なりますが、確定申告は行えますか？</p>	<p>旧住所が記載されている源泉徴収票でも現在お住まいの住所地を管轄する税務署でご利用頂けます。</p> <p>なお、当基金へ住所変更のお届けをされていない場合は、すみやかに手続きをお願い致します。</p>
	<p>源泉徴収票が複数枚届きました。なぜ、複数枚届くのでしょうか。</p> <p>また、何か手続きをしたほうが良いのでしょうか？</p>	<p>過去に遡ってお支払いした年金がある場合は、その支払いが該当となる年ごとに源泉徴収票を発行しております。</p> <p>修正申告等の手続きは、住所地を管轄する税務署、市区町村にお問合せ願います。</p>
	<p>支払金額と摘要欄に記載されている年金支給額の金額が異なります。</p> <p>確定申告は支払金額と摘要欄に記載されている年金支給額の金額のどちらの金額で申告すれば良いのでしょうか？</p>	<p>確定申告時には、所得税法第 203 条の 3 第 7 号適用分の支払金額、源泉徴収税額を申告してください。</p> <p>加入中に本人拠出相当額があった場合、支給時は本人拠出相当額が非課税となるため、摘要欄の年金支給額と異なる場合があります。</p>
	<p>現在、海外に居住しています。確定申告は必要でしょうか。</p>	<p>非居住者の方には「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」を発行しておりますので、現地当局に確認頂けますようお願い致します。</p> <p>ただし、年の途中で非居住者となった方については、国内居住分は源泉徴収票を送付致しますので、税務署にご相談願います。</p>
源泉徴収票について	源泉徴収票はいつ頃届きますか？	1 月中旬頃から順次発送しております。紛失等の場合は、当基金までご連絡願います。
	住所を変更しましたが、源泉徴収票が古い住所で届きました。	<p>当基金へお届け頂いている 12 月下旬時点の住所で作成しております。</p> <p>それ以降に住所変更のお手続きをされた場合はご容赦願います。</p> <p>なお、旧住所が記載されている源泉徴収票でも住所地を管轄する税務署でご利用頂けます。</p>
	支払者の公印がないが、確定申告は可能か？	公印は省略し、発行しております。税務署に確認しておりますので、公印がなくても申告頂けます。
	<p>日立基金から送付された源泉徴収票の所得税法第 203 条の 3 第 7 号適用分に記載されている金額の内容を教えてください。</p>	<p>「支払金額」は、該当となる年の 1 年間にお支払した年金のうち、税引前金額の合計額となります。</p> <p>「源泉徴収税額」は、該当となる年の 1 年間に源泉徴収された所得税の合計額となります。</p>
	支払金額と摘要欄に記載されている年金支給額の金額が異なります。	加入中に本人拠出相当額があった場合、支給時は本人拠出相当額が非課税となるため、摘要欄の年金支給額と異なる場合があります。
	<p>現在、海外で居住しています。「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」が届きました。源泉徴収票ではないのでしょうか。</p>	<p>源泉徴収票は、国内居住者の方に発行しております。非居住者の期間について「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」を発行しております。</p> <p>年の途中で非居住者になった方には、「源泉徴収票」と「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」を同封しております。</p>

項目	質問内容	回答
源泉徴収票について	源泉徴収票が送られてきません。	源泉徴収票は1月中旬以降に送付致しましたが、届かない場合は、以下のいずれかに該当する可能性があります。詳しくは、当基金までご連絡願います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所変更のお手続きを行っていない →当基金までご連絡願います。</li> <li>・昨年1年間に当基金から年金の振り込みがなかった方 →年金証書等で支給期間を確認願います。既に支給期間が満了となっている場合は、当基金のお振込みがなかったため、源泉徴収票を発行しておりません。 なお、支給期間が満了となっていない場合は、当基金までご連絡願います。</li> <li>・遺族年金を受給されている方 →非課税のため源泉徴収票は作成されません。 また、遺族年金のみの収入であれば、確定申告は不要です。</li> <li>・海外居住者の方 →非居住者の期間は「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」を発行しております。</li> </ul>
	個人番号が記載されていません。	当基金が受給者の皆さまに発行する源泉徴収票には個人番号は記載しておりません。
税金について	年金にかかる税金について教えてください。	当基金の年金は所得税法上の「雑所得」に分類され課税の対象となります。 当基金では、所得税率7.5%に復興特別所得税2.1%を乗じ、7.6575%を源泉徴収しております。
	復興特別所得税はいつまで源泉徴収されるのでしょうか。	平成25年(2013年)1月1日から令和19年(2037年)12月31日までの期間は、当基金からお支払いする年金について、所得税とともに復興特別所得税が源泉徴収されます。
	源泉徴収税額に住民税も含まれていますか。	当基金からお支払する年金は所得税のみ源泉徴収し、住民税は徴収しておりません。住民税に関する詳細は、住所地の自治体(市区町村)にお問合せください。
紛失	源泉徴収票を紛失しました。再発行は可能でしょうか？	当基金のホームページから再発行手続きが可能です。 ホームページからお手続き頂く場合は、受給権者向け各種お手続きのインターネットサービスからお手続き頂けます。また、「年金証書・源泉徴収票等再発行依頼書」を当基金あてに郵送頂いても再発行が可能です。
個人番号について	個人番号(マイナンバー)は何に使用するのでしょうか。	当基金は、行政機関に提出する税務関係書類に個人番号の記載が義務づけられているため、源泉徴収票等の法定調書に記載致します。
	個人番号(マイナンバー)の入手方法は？	皆さまの個人番号は、勤務されていた会社から入手、または企業年金連合会を通じ住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)に登録された個人番号を入手致します。 ※2015年10月30日に公布された、企業年金によるマイナンバーの利用に関する主務省令(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令の一部を改正する命令)により、企業年金連合会経由での個人番号の取得が認められております。

※本内容は2022年12月基準の法令を基に作成しております。